

# 文京区ブロック塀等改修工事費助成

～倒壊のおそれのあるブロック塀等の改修工事に要する費用の一部を助成します～

## 1 助成対象となる塀

### 【撤去を行う場合】

地震時に倒壊のおそれがあり、十分な安全性が確保されていないブロック塀、石造塀、レンガ塀等で、道路（一般的に通行のできる道を含みます。）

に面するもの

【注1】 文京区細街路拡幅整備要綱等の他の補助金等を受け、又は受ける予定の塀は除きます。

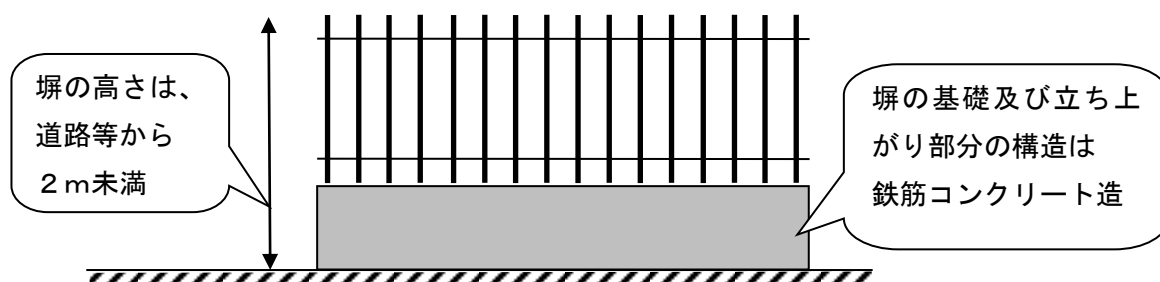
【注2】 塀全体（基礎を含みます。）の撤去工事が助成対象となります。

【注3】 既に撤去された塀は助成対象になりません。

### 【新設を行う場合】

上記の塀の撤去に伴う新設で、以下の条件を満たすもの

- ① フェンスによる塀で、道路や道からの高さが2m未満であること
- ② 塀の基礎及び立ち上がり部分の構造が鉄筋コンクリート造によること



## 2 助成対象となる方

---

助成対象となる塀の改修工事を行う所有者及び管理者

- 【注1】 宅地建物取引業法第2条第3号の宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者が業として行う改修工事は、対象となりません。
- 【注2】 塀のある土地の所有者が別にいる場合又は、所有者が複数いる場合は、土地所有者又は、他の所有者の同意が必要になります。
- 【注3】 文京区耐震化促進事業の木造住宅除却助成、文京区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の建替え・除却、文京区不燃化推進特定整備事業の除却費の助成を受ける場合は、対象となりません。

## 3 助成金の交付額

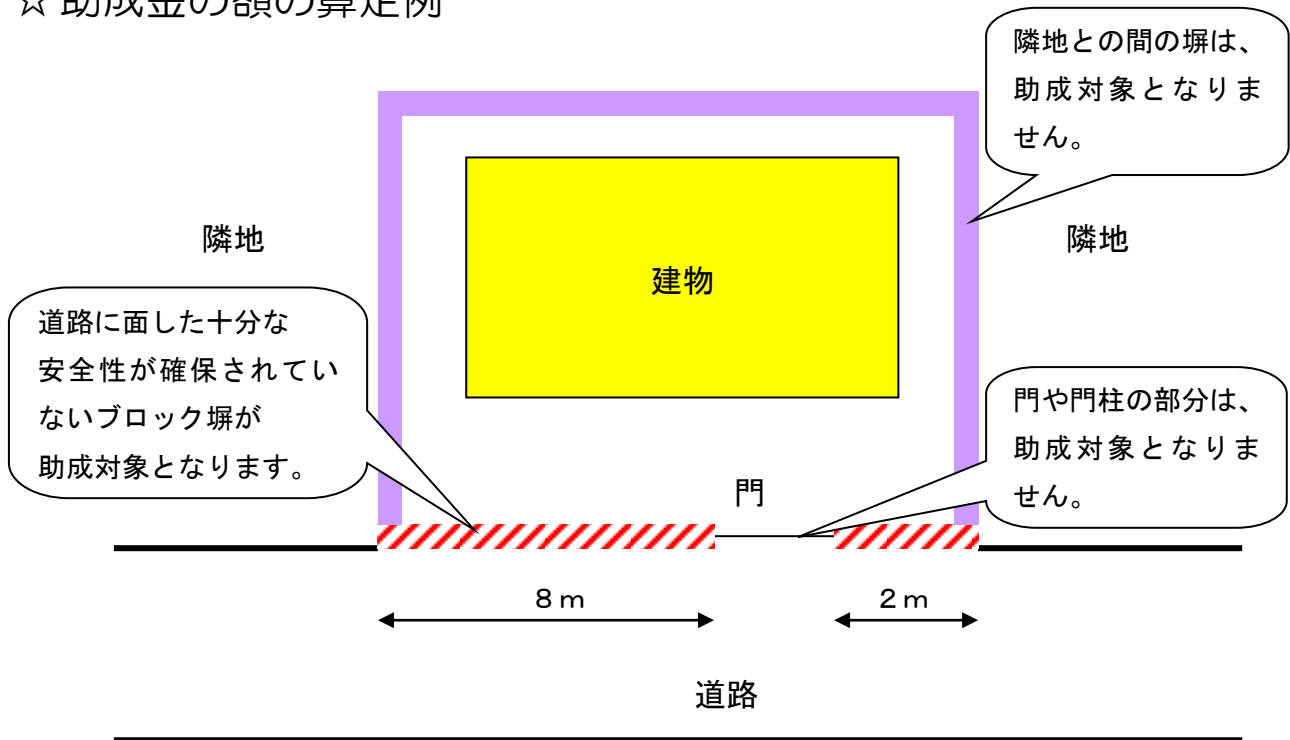
---

助成額は、以下のとおりです。ただし、実際の工事に要した費用がこの表に定める額よりも少ない場合は、実際に要した費用を助成金の額とします。

助成金の交付対象	高 さ	1メートル当たりの 助成金の額
	ブロック塀等の撤去	0.5 ㍍以上
塀の新設	0.5 ㍍以上 1.0 ㍍未満	15,000 円
	1.0 ㍍以上	30,000 円

- 【注1】 助成対象となる新設する塀の延長は、撤去したブロック塀等の延長を限度とします。
- 【注2】 助成金の額は、塀の高さの区分に応じた1メートル当たりの助成金の額に、塀の延長（メートル単位とし、小数点以下1位未満の端数を切り捨てる。）を乗じて得た額の合計額（100円未満の端数を切り捨てる。）とします。

## ☆ 助成金の額の算定例



助成対象となるのは、道路に面した十分な安全性が確保されていないブロック塀（//////////）です。

### 【撤去のみの場合】

高さ 1.8m のブロック塀の撤去のみを行う場合の助成金の額の算定は、下記ようになります。

ブロック塀の延長は、 $8\text{m} + 2\text{m} = 10\text{m}$ と計算します。

助成金の額は、 $@15,000 \text{円} \times 10\text{m} = \mathbf{150,000 \text{円}}$ となります。

ただし、算出した助成金の額より、実際の撤去工事に要した費用が少ない場合は、**実際に撤去工事に要した費用**が助成金の額となります。

### 【撤去して造り替える場合】

高さ 1.8mのブロック塀を撤去し、同じ位置に、同じ高さ、同じ延長のアルミフェンスによる塀を造る場合の助成金の額の算定は、下記ようになります。

ブロック塀の延長は、 $8\text{m} + 2\text{m} = 10\text{m}$ と計算します。

助成金の額は、撤去に対する $@15,000 \text{円} \times 10\text{m} = 150,000 \text{円}$ と、

新設に対する $@30,000 \text{円} \times 10\text{m} = 300,000 \text{円}$ の

合計となり、 $150,000 \text{円} + 300,000 \text{円} = \mathbf{450,000 \text{円}}$ となります。

ただし、算出した助成金の額より、実際の改修工事に要した費用が少ない場合は、**実際に改修工事に要した費用**が助成金の額となります。

また、新設する塀の助成金の額算定上の延長は、**撤去した塀の延長を限度**とします。

## 4 手続の流れ

---

- ① 事前相談（要綱等の配布等）※必ず申請前に、下記問い合わせ先にご相談ください。
- ② **「助成金交付申請書」提出**（工事の契約締結前に提出）  
申請に必要な書類（各1部）
  - ・助成金交付申請書
  - ・案内図（付近見取図）
  - ・現況図（既存の塀の位置、長さ、高さ、構造等を明記）
  - ・現況写真（既存の塀の写真で、位置や規模、全体が分かるものとしてください。）
  - ・工事見積書（道路等に面する部分の塀の撤去及び改修の費用が分かる見積りとしてください。）
  - ・改修設計平面図、立面図（新設塀の位置、長さ、高さ等を明記）
  - ・改修設計断面詳細図（新設塀の基礎形状、配筋仕様等の構造の分かる図面としてください。）
  - ・所有権を確認できるもの（登記簿及び公図等）（登記簿及び公図は原本を提出）
  - ・所有者の同意書（土地所有者と助成対象者が異なる場合又は、所有者が複数いる場合のみ）
- ③ 区担当者による申請内容の審査及び現地調査（10日程度かかります。）
- ④ 「助成金交付決定通知書」交付 ※上記審査の結果、助成ができない場合もあります。
- ⑤ **既存の塀の撤去工事又は改修工事着手**（工事の契約締結）  
※助成金交付決定通知書の交付前に撤去工事に着手または、工事の契約締結をすると、助成金は受けられません。
- ⑥ **「実績報告書」提出**（工事完了後に提出）  
報告に必要な書類（各1部）
  - ・実績報告書
  - ・工事前後の写真
  - ・工事施工中の写真（撤去工事及び改修工事）
  - ・工事前後の図面
  - ・コンクリート打設が分かる書類（改修工事）（コンクリートの出荷証明書など）
  - ・交付決定後に工事を開始したことが分かる書類（契約書の写しなど）
  - ・工事に要した費用が明確になる書類（請求書及び領収書の写し）  
（助成対象工事の費用が分かる内訳書をつけてください。）
- ⑦ 区担当者による報告書の審査及び現地確認（10日程度かかります。）
- ⑧ 「助成金の額の確定通知書」交付 ※上記審査の結果、助成ができない場合もあります。
- ⑨ **「助成金交付請求書」提出**
- ⑩ 指定された口座へ助成金の振り込み

## 5 問い合わせ先

---

都市計画部 地域整備課（細街路担当）

電話番号 03-5803-1500